

○桜井宇陀広域連合事務局条例

平成9年3月4日

条例第3号

改正 平成11年3月31日条例第1号

(設置)

第1条 桜井宇陀広域連合規約（平成9年3月4日奈良県指令地第1161号）第4条に規定する事務を処理するため、事務局を設置する。

(組織)

第2条 事務局に次の課、係を置く。

総務課 庶務係

介護保険課 介護保険係

(職員)

第3条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

(職務)

第4条 事務局長は、上司の命を受けて事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 職員は、上司の命を受けて前項の事務に従事する。

(その他)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月31日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。